

## 個人情報保護に関する取りまとめ（意見）

（平成 19 年 6 月 29 日国民生活審議会）

### - 目次 -

#### はじめに

##### 個人情報保護法施行後の状況

##### 全般的事項

##### 1 いわゆる「過剰反応」について

##### 2 広報啓発について

##### 保護の対象と義務の対象

##### 1 個人情報保護法においてすべての個人情報を同様に扱うという体系について

##### 1) 保護の対象について

##### 2) 格別の措置について

##### 2 義務の対象である個人情報取扱事業者の範囲について

##### 事業者等の取組

##### 1 事業者等の全般的な取組について

##### 1) ガイドライン等の在り方について

##### 2) 事業者に対する支援について

##### 3) 事業者の監督強化について

##### 2 取得・利用及び利用停止・消去について

##### 3 適正・安全な管理について

##### 1) 安全管理措置の水準について

##### 2) 従業員の監督について

##### 3) 委託先の監督について

##### 4) 事業者の保有する市販の名簿の管理について

##### 4 第三者提供の制限について

##### 5 消費者等（本人）との関係について

##### 1) 事業者が定める利用目的について

##### 2) 取得元の開示について

##### 認定個人情報保護団体の機能

##### 苦情処理の在り方

##### 国際的な整合性

##### 第三者機関の意義

##### 死者に関する個人情報の保護の在り方

##### その他

##### 1 国の行政機関等の保有する個人情報の取扱いについて

##### 2 地方公共団体の取組について

#### おわりに

#### はじめに

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とし、誰もが安心して高度情報通信社会の便益を享受するための制度的基盤として、平成 15 年 5 月に公布され、平成 17 年 4 月に全面施行された。

個人情報保護法第 7 条第 1 項の規定に基づき策定された

「個人情報保護に関する基本方針」（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定。以下「基本方針」という。）においては、内閣府は、同法の施行状況について、同法の全面施行後 3 年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。また、国民生活審議会は、同法の施行状況のフォローアップを行うこととされている。

これを踏まえ、国民生活審議会個人情報保護部会では、平成 17 年 11 月に個人情報保護に関する検討を開始し、事業者、民間団体、関係省庁等からの個人情報保護の実態に関するヒアリングを経て、平成 18 年 7 月には、「個人情報保護に関する主な検討課題」を整理・公表した。その後、内閣府において、国民に対し幅広く意見募集を行うとともに、同部会において、検討課題や国民の意見等を基に議論を重ね、今後の個人情報保護法制に関連して、以下のように意見を取りまとめた。

政府においては、当審議会の意見を踏まえ、必要な措置を検討されたい。

#### 個人情報保護法施行後の状況

##### (1) 国民の意識や事業者の取組状況等

「個人情報保護に関する世論調査」（平成 18 年 9 月内閣府調査。以下「世論調査」という。）によると、個人情報保護法を知っている者は約 8 割で、そのうち、同法の影響により、周囲の人の個人情報保護に関する意識や関心が高まったと感じている者が約 4 分の 3、民間事業者や行政機関の個人情報保護の取組が進んだと感じている者が約 7 割となっている。また、「個人情報の保護に関する事業者の取組実態調査」（平成 19 年 3 月内閣府調査。以下「取組実態調査」という。）によると、個人情報保護に関する全組織的な責任担当部署を設置している事業者や、プライバシーポリシー（事業者の個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言）等を策定・公表している事業者がそれぞれ 5 ～ 6 割となっている。

このような調査結果にも見られるように、個人情報保護法等が全面施行されたことにより、個人情報保護に関する国民の意識が高まるとともに、事業者の取組も進んできていると考えられる。

一方、世論調査によると、自分の予期しない目的で個人情報が利用されているのではないかと、知らないうちに個人情報が他人に提供されているのではないかとといった個人情報の取扱いに対する不安を感じている者がそれぞれ約 7 割となっており、国民の個人情報の取扱いに対する不安は、依然として高いものと考えられる。

基本方針において、事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合、可能な限り事実関係等を公表することが重要とされていること等を踏まえ、平成 17 年度においては、事業者から 1,556 件の漏えい等の事案が公表されるなど、個人情報保護法施行後においても、依然として、事業者からの漏えい等の事案が発生しており、世論調査の結果にも反映されているものと考えられる。このような事案には、従業員が関わっている場合が多く、個人情報の漏えいの防止等のため、引き続き従業員の監督・啓発が求められる状況にある。

また、取組実態調査によると、個人情報保護法上本人の同意を得なくても個人データを提供できる場合の実際の対応として、個人データの提供を求められたが、提供しなかったことがある事業者が1～2%となっているほか、世論調査によると、同法を知っている者のうち、学校や地域社会の緊急連絡網などの名簿の作成が中止され、日常生活が不便になったと感じる者が約5割となっている。当審議会で開催したヒアリングでも指摘があったところであるが、このような調査結果にも見られるように、同法等に対する誤解等に起因して、必要とされる個人情報の提供までもが行われなかったり、各種名簿の作成が中止されるなど、「過剰反応」と言われる状況も一部に見られる。

## (2) 国等の取組状況

個人情報保護法は、国や地方公共団体、認定個人情報保護団体等に対し、基本方針に基づき、個人情報の保護のための措置を講ずることを求めている。

国においては、事業等を所管する各省庁において、平成19年5月31日現在、22分野について35のガイドラインを策定し、事業者に対する指導・監督を行っているほか、計34の団体を認定個人情報保護団体として認定している。また、内閣府及び各省庁は、事業者及び国民に対し、多様な媒体を用いて、個人情報保護制度の広報啓発に取り組んできている。

地方公共団体や国民生活センターにおいては、個人情報に関する苦情相談のための体制を整備し、平成17年度において、14,028件の苦情相談を受け付け、指導・助言を行うなど、円滑な苦情処理に取り組んできている。

認定個人情報保護団体においては、それぞれ個人情報保護指針を策定し、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情処理や説明要求、指導等に取り組んできている。

### 全般的事項

#### 1 いわゆる「過剰反応」について

##### (1) 現状

ア 個人情報保護法第23条第1項において、個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないとされている。

ただし、社会公共の利益や他の権利利益の保護を優先すべき場合として、法令に基づく場合、

人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、本人の同意を得なくても提供できることとされている。

その際、本人の同意を得ることが困難であるときは、本人の同意を得ることが物理的にできない場合、当該個人データの性質、利用目的等が本人に知られる等により支障が生じるおそれがある場合等が考えられるところであり、あらかじめ本人の同意を得ようとするのが必ずしも求められるわけではないと解釈されている。

イ 個人情報保護法第23条第2項において、個人情報取扱事業者は、本人の求めに応じて提供を停止することとしている場合であって、提供される個人データについて、一定の事項をあらかじめ本人に通知等しているときは、本人から同意を得なくても、当該個人データを第三者に提供できることとされている(いわゆる「オプトアウト」方式)。

ウ 総務省から地方公共団体に対し、個人情報保護法及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)の規定の趣旨を踏まえ、個人情報保護条例を未制定である市町村にあっては、早急に条例制定に向けた取組が必要であるとともに、既に条例を制定している団体にあっても、行政機関個人情報保護法の内容を踏まえた所要の見直しを検討することが適当である旨、通知を行っている(平成15年6月16日総務省政策統括官通知)。

エ いわゆる「過剰反応」との関係で取り上げられる以下の名簿については、それぞれ次のような状況にある。

##### 災害時要援護者リストの作成

災害時要援護者リストの作成については、内閣府(防災担当)において、平成18年3月、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定し、各地方公共団体に示している。また、平成19年4月、その手引として、要援護者対策の具体的な進め方や方策例を取りまとめ、地方公共団体に通知している。

加えて、当該リストに含まれる個人情報によって識別される特定の個人の数が増える自主防災組織は見当たらないため、直接的には、個人情報保護法上の問題はないと考えられる。

##### 民生委員・児童委員の活動のための対象者名簿

民生委員・児童委員は、民生委員法(昭和23年法律第198号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)において、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握するとともに、生活に関する相談に応じ、助言等の援助を行うこと等とされている。具体的には、高齢者に対する見守り活動、災害時要援護者の安否確認、高齢者への悪徳商法被害の防止を図るための活動、児童虐待への目配り等の活動を行っている。

民生委員・児童委員がその活動を円滑に行えるようにするため、厚生労働省において、各地方公共団体に対し、同委員に対する個人情報の提供についての適切な対応を要請している。

また、民生委員・児童委員は、特別職の地方公務員として、多様な生活課題の解決のために援助が必要な地域住民の情報を関係機関等と共有しながら活動する役割も担っている。このため、個人情報取扱事業者から職務の遂行に必要な情報提供を受ける場合については、国等に協力する必要がある場合等として、本人から同意を得なくても提供することが可能と考えられる。

#### 自治会名簿

自治会については、5,000 を超える者で構成される組織は少ないことから、個人情報保護法の義務の対象である「個人情報取扱事業者」に該当することが少ないと考えられる。

#### 学校の緊急連絡網等

学校の緊急連絡網や住所録等の作成については、文部科学省において、「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成16年11月11日文部科学省)の解説を平成18年2月に改訂し、あらかじめ生徒等から同意を得る手続の周知が図られている。

## (2) 課題

- ア 個人情報保護法等が全面施行されたことにより、同法等に対する誤解等に起因して、必要とされる個人情報の提供までもが行われなかったり、各種名簿の作成が中止されるなど、「過剰反応」と言われる状況も一部に見られる。
- イ プライバシー意識の高まり等により、地方公共団体において、福祉・防災の担当部局間や、民生委員や自主防災組織等との要援護者情報の共有が進まない、民生委員等が活動を円滑に行えないといった指摘がある。

## (3) 本人の同意を得なくても提供できる場合の追加を巡る議論

本人の同意を得なくても個人データを提供できる場合に関しては、以下のような意見もあった。

### ア 一般的事項

- ・ いわゆる「過剰反応」については、ガイドラインで適切な考え方を浸透させることができれば、かなりの部分は改善されると思うが、現行法で対応できない問題が生じているのであれば、法令上の手当も検討すべきである。
- ・ 全体的に見れば、いわゆる「過剰反応」は落ち着いてきている、これまで我が国全体が個人情報の取扱いに無頓着であったために、いわゆ

る「過剰反応」が生じているのであり、今までどおりにできないのはやむを得ない、まずは個人情報保護法の定着を待つべきである。

- ・ 当審議会で提起された、いわゆる「過剰反応」の具体的事案のほとんどは、現行法の本人の同意を得なくても個人データを提供できる場合に該当する。
- ・ 本人の同意が得られない場合、緊急連絡網が成り立つのか疑問である。
- ・ 同窓会名簿の作成・配布は、組織自体の法令順守の問題である。

### イ 法目的の明確化

- ・ いわゆる「過剰反応」に対応するため、個人情報保護法において、個人情報の有用性に配慮する旨をできる限り具体的に規定すべきである。

### ウ 利益衡量規定

- ・ 本人の同意を得なくても個人データを提供できる場合として、一般的な利益衡量規定を追加してはどうか。
- ・ 一般的な利益衡量規定を追加すると、個人情報の保護と利用のバランスが崩れる。
- ・ 一般的な利益衡量規定を追加するのであれば、個人情報の取得元の開示の義務化等による本人の権利強化も併せて措置すべきではないか。

### エ 法令に基づく場合

- ・ 本人の同意を得なくても個人データを提供できる場合として、「慣行として公にされているもの」を追加してはどうか。
- ・ 「慣行として公にされているもの」という考え方は、政府の説明責任の問題であり、民間事業者の規律に追加することは不相当である。

### オ 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合

- ・ 本人の同意を得なくても個人データを提供できる「人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合」(個人情報保護法第23条第1項2号)に、「安全」や「生活」を追加してはどうか。

### カ 国、地方公共団体、又はその委託を受けた者に協力する必要がある場合

- ・ 国等に協力する必要がある場合に関し、公益に関わる業務で、所掌事務の遂行上必要である場合や、権利利益侵害のおそれがなく、かつ、相当の理由がある場合は、本人の同意を得なくても個人データを提供できる場合として明記してはどうか。
- ・ 国等に協力する必要がある場合について、独立行政法人等への協力を追加してはどうか。
- ・ 「その委託を受けた者」の範囲が不明確である。
- ・ 「その委託を受けた者」の範囲は、解釈や運用で明らかにすれば足りる。

## キ 条例との関係

- ・ 地方公共団体の条例の中には、行政機関個人情報保護法上保有個人情報を目的外提供できる場合に相当する規定がないものもあり、いわゆる「過剰反応」が生じている面もある。条例の見直しも含めた地方公共団体の弾力的な対応を進めるためにも、個人情報保護法の根本的な部分を見直すべきである。
- ・ 個人情報保護については、国の法令より地方公共団体の条例の制定が先行していることに加え、地方分権の流れの中で、地方公共団体はそれぞれ取組を進めていることに留意すべきである。

## (4) 今後の検討方向

政府においては、平成 18 年 2 月に個人情報保護関係省庁連絡会議において申合せ（以下「関係省庁申合せ」という。）を行っており、これに即し、国民及び事業者に対し個人情報保護制度の周知徹底を図るとともに、個人データを第三者に提供できる場合を事例に即して明確化するなど、政府一体としての取組を一層強化すべきである。

### ア 個人情報保護法の誤解による個人情報の不提供

個人情報の第三者への提供に当たって、個人情報保護法上、本人の同意を得る必要がないにもかかわらず、同法を誤解し、提供を控えるような事例が見られる。

こうした場合については、関係省庁申合せ等に従い、内閣府は個人情報保護法の解釈や運用基準を明確化し、関係省庁は分野ごとのガイドラインやその解説等の必要に応じた見直し等を行うとともに、その周知徹底を図っているところであり、今後もこうした取組を進めていくことが必要である。

### イ 本人の同意の取得により作成可能なもの

個人情報保護法制上、本人の同意があれば、個人情報の提供は可能である。

しかし、プライバシー意識の高まり等を背景に、本人が掲載を拒否したり、手続の負担感等から、様々な名簿を従来どおりに作成することが困難な場合が生じている。

こうした状況を踏まえ、まずは名簿の作成・配布の手続等、個人情報保護法の具体的な内容について、広報啓発を行うことが重要である。

個人情報保護法第 23 条第 1 項において、事業者は個人データの第三者への提供に当たって、原則としてあらかじめ本人の同意を得ることとされているが、法令に基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合等は、本人の同意を得なくても提供できる

こととされている。このため、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するという個人情報保護法の目的にかんがみ、現行の本人の同意を得なくても提供できるという規定を適切に運用していくことが求められる。

これらの規定に当てはまらないときであって、現行の当該規定と同等の合理性があり、なお同意を得ずに提供することが適当な場合があるかどうかについては、実態を十分に見極めながら、引き続き検討していくことが必要である。その際、世論調査によると、安全管理が不十分で個人情報が漏れているのではないかと、知らないうちに個人情報が他人に提供されているのではないかとといった個人情報の取扱いに対する不安を感じる者がそれぞれ約 7 割となっている点にも、留意が必要である。

個人情報保護法第 11 条において、地方公共団体は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講じることとされ、現在すべての都道府県及び市区町村において条例が定められている。地方公共団体によっては、関係機関等での情報共有が困難になっている場合もあり、行政機関個人情報保護法を参考とした条例の適切な解釈・運用等や、住民に対する個人情報保護法の趣旨にのっとった広報啓発を行うことが求められる。

なお、世論調査によると、名簿掲載を拒否した経験のある者は 1 割で、そのうち、個人情報保護法とは別に地域活動と距離を置きたいことを理由としている者が 8 %、他目的への利用や名簿の流出をおそれることを理由としている者が約 9 割を占めている。同法が、そのような活動から距離を置くことの口実になっている側面もある。

一方、地域によっては防災、防犯、地域福祉等の分野で、地域活動への理解を深めている場合もある。

このような状況を踏まえ、まずは住民に対し、名簿の作成や情報の共有の背景となっている地域活動自体の趣旨について、理解を得ることが重要であるとともに、情報の管理を確実に行うことが求められる。

## 2 広報啓発について

### (1) 現状

ア 基本方針において、個人情報の保護の実効を期すためには、事業者及び国民に対して個人情報保護制度の周知を徹底することが極めて重要であることから、内閣府及び各省庁は、事業者及び国民に十分な情報提供が行われるよう、インターネットの活用、ポスターの掲示、パンフレットの配布、説明会の実施等多様な媒

体を用いて、きめ細かに広報・啓発に取り組むこととされている。

また、関係省庁申合せにおいても、国民及び事業者に対し個人情報保護制度の周知徹底を図るとともに、個人データを第三者に提供できる場合を事例に即して明確化するなど、政府一体としての取組を強化している。

イ 内閣府及び各省庁においては、基本方針及び関係省庁申合せを踏まえ、ホームページによる情報提供、広報資料の作成・配布、説明会の実施等により、国民及び事業者に対する個人情報保護制度の周知徹底を図っている。

## (2) 課題

個人情報保護法自体の周知は進んできている一方、

個人データの第三者への提供に当たって本人の同意を必要としない場合があること

名簿の作成等本人の同意があれば、個人データを第三者に提供できること

民間事業者や行政機関に対して、自分の保有個人データの開示等を求めることができること

といった個人情報保護法等の具体的な内容や、苦情相談窓口については周知の遅れが見られる。

## (3) 今後の検討方向

このような状況を踏まえ、いわゆる「過剰反応」に対応し、個人情報の保護と利用の両面に配慮した国民の適切な活動を促すためにも、インターネットの活用、パンフレットやポスターの配布、説明会の開催等を通じ、個人情報保護法の目的・内容のよりきめ細かな周知を図っていく必要がある。

## 保護の対象と義務の対象

### 1 個人情報保護法においてすべての個人情報を同様に扱うという体系について

#### 1) 保護の対象について

##### (1) 現状

ア 個人情報保護法第2条第1項において、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとされている。

イ 個人情報保護法第2条第2項において、「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合体であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの又はこれに準ずるものとされている。

個人情報保護法第2条第4項において、「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報とされている。

ウ 個人情報保護法第2条第5項及び個人情報の保護

に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「個人情報保護法施行令」という。）第4条において、「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が開示等の権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの又は6月以内に消去することとなるもの以外のものとされている。

エ 個人情報保護法において、個人情報の取扱いによる保護の対象は、取得及び利用については「個人情報」、管理及び提供については「個人データ」、本人の関心については「保有個人データ」とされている。

オ 経済協力開発機構（OECD）では「識別される又は識別され得る個人（データ主体）に関するあらゆる情報」と定義しているように、国際的には、我が国同様に広く捉えるのが一般的である。

## (2) 課題

保護の対象は現状のままではよいのかとの指摘がある。

## (3) 今後の検討方向

個人情報保護法では、保護の必要性や義務の履行可能性等の観点から、個人情報、個人データ及び保有個人データの区別を設けている一方、諸外国でも、自動処理される又はファイルで管理されるデータを中心に保護の対象としているが、国によって若干の差が見られる。これらを勘案すれば、「個人情報」の定義等については、国際的な整合性の観点からも、現行の整理で妥当であると考えられる。

\* 死者に関する個人情報の保護の在り方については、を参照。

## 2) 格別の措置について

### (1) 現状

「個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報」（個人情報保護法第6条）について、医療、金融・信用、情報通信等の各分野において、業法による守秘義務、規則やガイドラインによる厳格な安全管理措置等が規定されている。特に、個人信用情報については、平成18年12月に改正・公布された貸金業法（昭和58年法律第32号）により、貸金業者による目的外利用を罰則の対象とする等の措置が講じられている。

### (2) 課題

分野によっては、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められ、特に適正な取扱いを確保しているものもあるが、この現状をどのように考えるかとの指摘がある。

### (3) 今後の検討方向

特に適正な取扱いを確保すべき個別分野については、既

に業法による守秘義務、規則やガイドラインによる厳格な安全管理措置等により、格別の措置が講じられていることから、引き続き現行の枠組みの下、動向を注視することが適当である。

## 2 義務の対象である個人情報取扱事業者の範囲について

### (1) 現状

ア 個人情報保護法第3条において、基本理念として、個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならないとされている。

その上で、個人情報データベース等を事業の用に供している者を「個人情報取扱事業者」とし（個人情報保護法第2条第3項）、こうした者に対して、個人の権利利益の侵害を未然に防止する観点から、法律上の義務を課している。

イ 一方、個人情報保護法施行令第2条において、事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6月以内のいずれの日においても5,000を超えない者は、取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして、個人情報取扱事業者から除外されている。

ウ 22分野における35の個人情報の保護に関するガイドラインのうち、小規模事業者については、対象としているものは14、努力義務を定めているものは17、対象としていないものは4である（平成19年5月31日現在）。

### (2) 課題

個人情報保護法の義務の対象であるか否かにかかわらず、個人の権利利益の保護の観点からは、個人情報は適正に取り扱われるべきものであることに変わりはないことや、諸外国では、個人情報の保有量にかかわらず義務を課している国が多いことから、すべての事業者に義務を課すべきとの指摘がある。

### (3) 今後の検討方向

我が国では、事業者の負担と個人の権利利益の侵害の危険性等を勘案し、取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないとの理由により、事業者の個人データの保有実態をも考慮し、個人情報の保有量が5,000を超えない者を個人情報保護法の義務の対象から除外している。

個人情報保護法の義務の実行可能性をも踏まえ、同法の義務の対象の算定基準である個人情報の保有規模は、現段階では、現行の水準が妥当であると考えられる。

## 1 事業者等の全般的な取組について

### 1) ガイドライン等の在り方について

#### (1) 現状

ア 個人情報保護法第8条において、国は、事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定等の措置を講ずるものとされている。

イ 基本方針において、各省庁は、個人情報保護法のルールが各分野に共通する必要最小限のものであること等を踏まえ、各事業等分野の実情に応じたガイドライン等の策定・見直しを早急に検討するとともに、事業者団体等が主体的に行うガイドラインの策定等に対しても、情報の提供、助言等の支援を行うものとされている。

ウ 平成19年5月31日現在、事業等を所管する各省庁により、22分野において35のガイドラインが策定されている。

エ 複数のガイドラインが適用される事業者もある。

#### (2) 課題

ガイドライン等の在り方を巡っては、次のような指摘がある。

ア 実態に即して、個人情報保護法の解釈や弾力的な運用等を明確にすべきものはないか。

イ 主務大臣制の下、各省庁において、事業等分野の実情に応じてガイドライン等を策定しているの、ガイドライン等の規定がある程度異なるのはやむを得ないのではないか。

ウ 一方、事業等分野ごとのガイドライン等の規定のうち、共通化できるものもあるのではないか。

#### (3) 今後の検討方向

実態に即した個人情報保護法の解釈や弾力的な運用等の明確化については、これまでも内閣府及び関係省庁が連携して、ガイドラインやその解説の必要に応じた見直し等を行っており、今後とも、状況の変化に応じてこのような取組を進めることが必要である。

主務大臣制の下、各省庁において、事業等分野の実情に応じて、それぞれガイドライン等を策定していることから、その規定は、ある程度異なる部分も生じるが、複数のガイドラインが適用される事業者があることにも留意しつつ、政府において、ガイドラインの共通化について必要な検討を行っていくべきである。その際、事業等分野の実情や、現状のガイドラインの普及・定着の度合い等も考慮した検討が必要である。

## 事業者等の取組

## 2) 事業者に対する支援等について

### (1) 現状

- ア 個人情報保護法第8条において、国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとされている。
- イ 基本方針において、各省庁等におけるガイドライン等の検討及び各事業者の取組に当たっての重要事項として、プライバシーポリシー等の策定・公表により、事業者が行う措置の対外的明確化を行うことが挙げられている。
- ウ 一部の地方公共団体や民間において、一定の水準の個人情報保護の取組を行っている事業者を認証する制度や、顧客の個人情報の取扱いの概要を登録する制度を運用している。
- エ 関係省庁において、中小企業の情報管理に対する支援策として、中小企業の効果的な取組について広報啓発を行っている。また、情報基盤強化税制において中小企業への適用にも配慮しているほか、政策金融による中小企業への低利融資の適用もある。
- オ 地方公共団体や民間で実施している個人情報保護に関する認証・登録制度は、取得や更新を通じ、事業者において組織的・技術的対応が図られる等、個人情報保護の取組を促進する上で有益であるとの指摘がある。

### (2) 課題

- ア 個人情報保護に真摯に取り組むことにより、負担を感じている事業者が存在する一方、個人情報保護法への対応が不十分な事業者も存在する。
- イ 中小・零細企業等は個人情報取扱事業者に該当しない場合が多く、個人情報保護の取組が遅れているとの指摘がある。
- ウ 中小企業を中心に、情報管理コスト等の負担感があるとの指摘がある。
- エ 事業者の自主的な取組として、プライバシーポリシーの整備・公表を一層促進することが必要ではないかとの指摘がある。

### (3) 今後の検討方向

- ア **プライバシーポリシー**  
事業者の自主的な取組として、プライバシーポリシーの整備・公表を一層促進することが必要である。
- イ **情報管理コスト等**  
中小・零細企業等に対しては、講演会等を通じ、個人情報保護法の周知や安全管理措置の具体例の浸透を更に進めていくことが必要である。同時に、中小企業への適用に配慮がなされている活用可能な支援策

も利用しつつ、安全管理水準を高めていくことが望まれる。

## 3) 事業者の監督強化について

### (1) 現状

- ア 個人情報保護法は、事業者を広く対象として、共通する必要最小限のルールを定めるとともに、各事業等分野の実情に応じて、事業者により自律的に個人情報の保護に万全が期されることを期待している。こうしたことから、同法においては、実効性を担保する措置として、主務大臣による報告の徴収（第32条）、助言（第33条）、勧告及び命令（第34条）の権限とともに、命令違反に対する罰則（第56条）を規定している。
- イ 基本方針において、以下のとおり定められており、それぞれ取組が進められている。
  - 大規模な個人情報の漏えい等個別の事案が発生した場合、各省庁は、必要な情報の収集に努めるとともに、被害の広がりや社会的影響を踏まえ、迅速に措置を検討する。  
内閣府は、各省庁の協力を得て、個別の事案について、対応事例の蓄積・整理を行うとともに、必要な情報を各省庁に提供する。  
内閣府・各省庁は、苦情相談機関等から悪質な事業者に関する情報を受け、その収集を行うとともに、必要に応じて、各省庁の対応等について情報を提供する。
  - ウ 名簿を悪用した犯罪事案も見られる。中には、数百万件の個人情報の漏えいを伴う事件も発生している。  
この中で、アクセス権限のある者が、個人情報を自己所有媒体にコピーして持ち出す場合については、これを罰する法令がない場合があるが、このような事案が発生する可能性を考えると、事業者の監督強化だけでは不十分との議論がある。
  - エ 大規模又は悪質な個人情報の漏えい事案については、安全管理措置義務や従業者・委託先の監督義務の観点から、各主務大臣において、勧告や報告の徴収が実施されている。
  - オ 事業者は、個人情報のうち、営業秘密に含まれるものについて、不正競争防止法（平成5年法律第47号）及び営業秘密管理指針（平成15年1月30日（平成17年10月12日改訂）経済産業省）に基づき、アクセス管理を行うこと等により、適切に保護することが求められている。
  - カ 事業者の中には、就業規則等により、従業者による個人情報の不適切な取扱いの防止を図っている例も見られる。

### (2) 課題

悪質な事業者に対する監督を強化すべきとの指摘がある。特に、大規模又は悪質な個人情報の漏えい事案につい

ては、主務大臣において、一層厳格に個人情報保護法上の権限を行使すべきとの指摘もある。

### (3) 今後の検討方向

ア 個人情報保護法は、個人情報の適正な取扱いの実効性を担保する措置として、主務大臣に勧告・命令等の監督権限を付与していることや、個人情報の取扱いによる個人の権利利益の侵害に関連して、場合によっては、刑法（明治 40 年法律第 45 号）等関係法令においても罰則等が適用されること等から、事業者に対し、主務大臣の権限を適切に行使するなど、引き続き個人情報保護法等の厳格な適用を図っていくことが必要である。

イ 名簿等が悪質な犯罪に利用される事例もあることから、事業者において、営業秘密の一環として個人データを適切に管理することや、就業規則等により従業員の不正行為の防止を図ることを含め、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じることが引き続き求められるとともに、捜査に支障のない範囲で捜査機関と関係機関が連携して対応していくことが望まれる。

また、従業員により当該事業者の保有する個人情報が漏えいすることを抑止するため、更なる検討が望まれる。

## 2 取得・利用及び利用停止・消去について

### (1) 現状

ア 個人情報保護法において、個人情報取扱事業者による個人情報の取得・利用及び利用停止・消去については、主に以下のように規定されている。

個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない（第 15 条）。

原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない（第 16 条）。

偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない（第 17 条）。

原則として、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない（第 18 条第 1 項）。

本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない（第 18 条第 2 項）。

利用目的による制限及び適正な取得に関する義務に違反しているという理由によって、保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データ

の利用停止等を行わなければならない（第 27 条）。

イ 個人情報保護法第 31 条第 1 項において、個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないとされている。

### (2) 課題

ア 個人情報の取得・利用に関しては、個人情報の取得やダイレクトメール等の利用が困難になる等、事業活動に影響が出ているとの指摘がある一方、個人情報が本人の意図する目的以外に濫用されないようにすべきではないか（現行法では、目的外利用に関して利用停止・削除の規定がある。）との指摘がある。

イ 本人の求めによる個人情報の利用停止・消去については、現行法では不正に取得した場合等、法律違反があった場合に限られているが、このような整理で適切かとの指摘がある。

ウ 個人情報保護法施行後も、迷惑メールや電話勧誘、ダイレクトメール等が減っておらず、このことが、いわゆる「過剰反応」の一因ともなっているのではないかと指摘がある。また、電話勧誘については、消費者に強いストレスがかかるとともに、消費者被害にもつながること等から、禁止すべきとの意見があった。

### (3) 今後の検討方向

ア 個人情報の取得やダイレクトメール等の利用が困難になったとの意見がある一方で、名簿の悪用を懸念する声もある。

諸外国を見ると、イギリスやドイツでは、利用停止・消去の請求について、比較的広範に規定されており、特にイギリスでは、データ主体は、ダイレクトマーケティングの目的のための取扱いを停止させる権利を有するとされている。

また、プライバシーポリシーやダイレクトメール上において、本人からの求めがあった場合は、自主的にダイレクトメールの発送等の停止に応じる旨を明らかにしている事業者もある。

この点については、事業者において、本人から利用停止等を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する苦情処理の一環として、個人情報保護法第 31 条に基づき、適切かつ迅速な処理に努めることが必要である。また、このような中で、プライバシーポリシー等において、本人から求めがあった場合は、原則として自主的に利用停止等に応じることを明記している事業者も見られることから、個人の権利利益保護の観点からも、こうした取組も参考とすべきであり、このような取組を促進するため、基本方針の見直し等、所要の措置を講じる必要がある。

イ 迷惑メールについては特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）、電話勧誘については特定商取引に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）により規制されている。また、ダイレ

クトメールについては、消費生活センター等の苦情相談窓口において、事案に応じた助言を行っているところである。

本人の望まない個人情報の利用については、これらの関係制度の活用、連携が必要である。

### 3 適正・安全な管理について

#### 1) 安全管理措置の水準について

##### (1) 現状

ア 個人情報保護法第 20 条において、個人情報取扱事業者は、個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされている。

イ IT 事故発生リスクは明確でなく、適正な情報セキュリティ投資の判断が困難という問題点があるため、経済産業省の「企業における情報セキュリティガバナンスのあり方に対する研究会」では、平成 17 年 3 月、情報セキュリティガバナンス（社会的責任にも配慮した企業統治と、それを支える機構である内部統制の仕組みを、情報セキュリティの観点から企業内に構築・運用すること）の確立の観点から、投資判断のための指標として情報セキュリティ対策ベンチマークを開発したところである。

ウ 「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」（平成 16 年 10 月 22 日（平成 19 年 3 月 30 日改訂）厚生労働省及び経済産業省。以下「経済産業分野ガイドライン」という。）においては、個人データの安全管理について、個人データが漏えい等した場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、リスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとされている。

エ 情報セキュリティ政策会議では、平成 18 年 2 月、3 か年の中期計画である「第 1 次情報セキュリティ基本計画 『セキュア・ジャパン』の実現に向けて」を決定した。これに基づき、毎年度ごとに年度計画を策定しており、平成 19 年 6 月に決定された「セキュア・ジャパン 2007」においても、情報共有体制の整備、企業における情報セキュリティに関するリスク定量化手法の検討や人材育成、個人への啓発等の施策が盛り込まれている。

オ 経済産業省では、組織的情報セキュリティ対策を支援するため、

国際標準に則した第三者機関による認証制度である、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の普及促進

国の基準に基づき第三者が実施する情報セキュリティ監査制度の推進

情報セキュリティ対策を経営のリスクとして捉える情報セキュリティガバナンスの確立の 3 点について施策を実施している。

カ 民間では、組織のセキュリティ対策が一定の基準を満たしているかどうかを客観的に評価する制度も運用されている。

##### (2) 課題

安全管理措置は社会環境の変化で要求水準が変わるが、安全管理措置はどこまで実施すべきか等が課題となる。

##### (3) 今後の検討方向

ア 安全管理措置は、技術の進歩、社会環境の変化の中で求められる要求水準に応じて実施すべきである。

イ 情報漏えい等に関するリスクは、事業分野によって異なるため、事業者は直面するリスクを踏まえた安全管理措置を講じることが必要である。

ウ 国の情報セキュリティ政策も踏まえつつ、事業者の情報セキュリティ対策の水準向上が図られることが重要であり、事業者の取組を促進するための施策、人材育成及び必要な知識の普及啓発等が必要である。

エ 情報セキュリティに関する認証等の制度は、個人情報保護の安全管理措置の水準の向上のためにも有効な手法であり、参考となると考えられる。

#### 2) 従業員の監督について

##### (1) 現状

ア 個人情報保護法第 21 条において、個人情報取扱事業者は、その従業員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないとされている。

イ 基本方針において、事業者において、個人情報の漏えい等の防止等、その取り扱う個人情報の適切な保護が確保されるためには、教育研修の実施等を通じて、個人情報を実際に業務で取り扱うこととなる従業員の啓発を図ることにより、従業員の個人情報保護意識を徹底することが重要であるとされている。

ウ 「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成 16 年 7 月 1 日厚生労働省。以下「雇用管理ガイドライン」という。）及び経済産業分野ガイドラインにおいて、以下のとおり定められている。

雇用管理に関する個人情報の取扱いに関する重要事項を定めるときは、あらかじめ労働組合等に通知し、必要に応じて、協議を行うことが望ましい。

事業者は、上記の重要事項を定めたときは、労働者等に周知することが望ましい。

エ 経済産業分野ガイドラインにおいて、同ガイドライン及び雇用管理ガイドラインにおける上記ウの「雇用管理に関する個人情報の取扱いに関する重要事項」として、モニタリング（従業員の業務状況をビデオ等で監視すること）に関する事項を挙げ、次の点に留意することとされている。

モニタリングの目的をあらかじめ特定し、社内規程に定めるとともに、従業員に明示すること。

モニタリングの実施に関する責任者とその権限を定めること。

モニタリングを実施する場合には、あらかじめモニタリングの実施について定めた社内規程案を策定するものとし、事前に社内に徹底すること。

モニタリングの実施状況については、適正に行われているか監査又は確認を行うこと。

## (2) 課題

事業者における従業員の監督を巡っては、次のような指摘がある。

ア 特に高度な安全管理措置が求められる分野を中心として、個人情報保護のために、従業員に過剰負荷がかかっている場合もある。

イ 個人情報保護のために従業員の監督を行う前提として、事業者の個人情報保護法等の理解不足や従業員に対する研修不足の改善が必要である。

ウ モニタリングを実施する場合は、労使間で協議を行う等、適正な手続を行うことが必要である。

エ 従業員に対する誓約書において、個人情報保護を名目として、営業秘密の保持や損害賠償の請求等の規定を盛り込む事例が見られることについて、従業員への対応が適切なものとなるよう配慮が必要である。

## (3) 今後の検討方向

従業員の監督については、労働関連法令に照らし適正なものでなければならないことは当然であるが、事業者は、上記(2)の指摘をも踏まえ、適切に対応すべきである。

また、ガイドライン等については、事業等分野の実情に応じ、適切に、上記(1)ウ及びエの記述をも参考に見直し、浸透を図っていくべきである。

## 3) 委託先の監督について

### (1) 現状

ア 個人情報保護法第 22 条において、個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないとされている。

イ 個人情報保護法第 23 条第 4 項第 1 号において、個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いを委託する場合には、当該委託先は「第三者」に該当しないものとされているため、委託先への個人データの提供に当たっては、本人の同意の取得は不要である。

ウ 基本方針において、個人情報の取扱いを外部に委託することとなる際には、委託契約の中で、個人情報の流出防止をはじめとする保護のための措置が委託先において確保されるよう、委託元と委託先のそれぞれ

の責任等を明確に定めることにより、再委託される場合も含めて実効的な監督体制を確保することが重要であるとされている。

### (2) 課題

ア 事業者間では、個人データの取扱いの委託先及び再委託先等に対する委託元の安全管理の要求が強まってきている。

イ 消費者等との関係では、個人情報委託処理する場合、その取扱いが消費者等（本人）にとって明らかではないので、その透明化が求められている。

### (3) 今後の検討方向

#### ア 委託先の監督

委託元の事業の信頼性の確保等のため、個人データの取扱いの委託先及び再委託先等に対し、委託元が適切な安全管理措置を求めることは必要である。

#### イ 委託処理の透明化

個人情報の委託処理の透明化については、委託元に対し委託先の公表を義務付けるべきとの意見がある一方、委託先をすべて明らかにすることの実現可能性、事業者に課される守秘義務等を踏まえ、慎重な検討が必要との意見もある。

また、委託関係は事業活動の中で変動するため、委託先の個別の事業者名を逐次明示していくことは困難な面もあると考えられる。

このような中で、プライバシーポリシー等において、委託に関する事項（委託の有無、委託する事務の内容等）を明記している事業者も見られることから、個人の権利利益保護の観点からも、こうした取組も参考とすべきであり、このような取組を促進するため、基本方針の見直し等、所要の措置を講じる必要がある。

## 4) 事業者の保有する市販の名簿の管理について

### (1) 現状

ア 個人情報保護法第 20 条において、個人情報取扱事業者は、個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために「必要かつ適切な」措置を講じなければならないとされている。

イ 電話帳やカーナビゲーションシステムについては、個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係るもので、氏名又は住所若しくは居所若しくは電話番号のみが含まれるものと整理されている。したがって、これらを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、これらに含まれる情報は、個人情報取扱事業者の要件に係る「事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数」から除かれる（個人情報保護法施行令第 2 条）。

ウ 経済産業分野ガイドラインにおいては、書店で誰もが容易に入手できる市販名簿（事業者において全く加

工をしていないもの)を処分するため、シュレッダー等による処理を行わずに廃棄し、又は、廃品回収に出した場合は、安全管理措置の義務違反とはならない(従業員の監督及び委託先の監督の義務違反ともならない)とされている。

エ 経済産業分野ガイドラインにおいては、電話帳、カーナビゲーションシステム等については、それを構成する個人情報個人データとなる可能性も否定できないが、その利用方法からみて個人の権利利益を侵害するおそれが少ないことから、個人情報取扱事業者の義務を課されないものと解釈するとされている。

## (2) 課題

市販されているもの等、広く頒布されている名簿についても、他の個人データと同様に管理することとされているが、このような名簿については、他の個人データとは別に、個人の権利利益保護の必要性和事業者の現実的な管理可能性を踏まえた取扱いも必要と考えられる。

## (3) 今後の検討方向

市販されているもの等、広く頒布されている名簿等は、事業者が保有していても個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられるとともに、事業者の現実的な管理可能性を踏まえる必要があり、今後、又は のような対応が考えられる。

個人データの安全管理については、個人情報保護法上、「必要かつ適切な」措置を講じなければならないとされていることから、基本方針の見直し等により、広く頒布されている名簿等に求められる安全管理措置の程度等の問題として整理する。

広く頒布されている名簿等についても、電話帳等同様、「事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数」から除外するよう、個人情報保護法施行令の改正を検討する。

なお、広く頒布されている名簿等については、その範囲を更に検討することが必要である。その例としては、専門資格者の名簿、著名人の経歴や住所等を収録した名簿、企業の役員情報を記載した出版物、その他の市販されている名簿、ホームページ上で公開されている名簿等が検討対象となると考えられる。

## 4 第三者提供の制限について

### (1) 現状

ア 個人情報保護法第 23 条において、個人情報取扱事業者は、法令に基づく場合等を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないとされている。

イ 個人情報保護法第 23 条第 4 項においては、個人データについて、委託先に提供する場合、合併等に伴って提供される場合、グループで共同して利用する場合は、本人との関係において、提供する事業者と

一体のものとして取り扱うことに合理性があると考えられるため、提供を受ける者は「第三者」に該当しないものとされている。

ウ 個人情報保護法は、個人データに関する利用目的や利用者の範囲等について、以下のように定めている。

委託先への提供の場合、「利用目的の達成に必要な範囲内」における委託に限り、「第三者」に該当しないこと(第 23 条第 4 項第 1 号)

合併等に伴う提供の場合、「承継前における利用目的の達成に必要な範囲」を超えた個人情報の取扱いについては、あらかじめ本人の同意が必要であること(第 16 条第 2 項)

グループによる共同利用の場合、「利用する者の範囲、利用する者の利用目的」について、あらかじめ本人に通知等を行うとともに、これらの変更にあたっては、前者については、あらかじめ本人に通知等を行うこと、後者については、本人の同意を得ることが必要であること(第 23 条第 4 項第 3 号、第 5 項)

## (2) 課題

個人データの取扱いの委託、合併等、個人データの共同利用を行う際に、場合によっては利用目的や利用者の範囲等の広さが適切かという指摘がある。

## (3) 今後の検討方向

個人データの取扱いの委託や合併等、個人データの共同利用について、利用目的や利用者の範囲の限定を求める意見があることを踏まえ、事業者は、消費者等(本人)との関係において、個人データの取扱いの委託、合併等、個人データの共同利用の場合の利用目的や利用者の範囲等を明確化するなど、個人データの利用の範囲の広さを適切に定めるべきである。

また、共同利用に関する要件の緩和を求める意見もあるが、個人データの取扱いの委託、合併等、個人データの共同利用の場合の利用目的や利用者の範囲等の明確化等は、現行の枠組みでも規律されていることから、事業者が事業内容を勘案し、適切にプライバシーポリシー等を定めることで対応が可能と考えられる。

## 5 消費者等(本人)との関係について

### 1) 事業者が定める利用目的について

#### (1) 現状

ア 個人情報保護法第 15 条において、個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うにあたっては、利用目的をできる限り特定しなければならないとされている。

「できる限り特定する」とは、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかをできるだけ具体的に明確にするという趣旨である。利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、

可能な限り、具体的、個別的に特定することを求めている。

イ 経済産業分野ガイドラインにおいて、利用目的の特定の例として、「事業における商品の発送、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス」とすることが挙げられている。事業の特定に当たっては、社会通念上、本人からみてその特定に資すると認められる範囲に特定することが望ましく、例えば、日本標準産業分類の中分類から小分類程度の分類が参考になる場合があるとされている。

## (2) 課題

利用目的を特定する際に、個人情報を取り扱う事業として、定款又は寄付行為等に記載された事業をすべて掲げる等、事業者が定める利用目的等の範囲が広すぎる場合があるとの指摘があり、改善が求められている。

## (3) 今後の検討方向

事業活動が多岐にわたる場合、事業者が利用目的を特定する際に、個人情報を取り扱う事業として、定款又は寄付行為等に記載された事業を広く掲げる場合も生じる。

一方、このような中で、本人に対し、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかをできるだけ明確にするため、事業者が事業内容を勘案し、プライバシーポリシー等で顧客の種類ごとに利用目的を限定して示すこと等を行っている事業者も見られることから、個人の権利利益保護の観点からも、こうした取組も参考とすべきであり、このような取組を促進するため、基本方針の見直し等、所要の措置を講じる必要がある。

なお、この際、例えば、事業者の自主的な取組として、本人が利用目的を選択できるようにすることも考えられる。

## 2) 取得元の開示について

### (1) 現状

個人情報保護法第 25 条第 1 項において、個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の開示を求められたときは、原則として、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならないとされている。このため、保有個人データにその取得元が含まれていない場合、事業者は消費者等（本人）に個人情報の取得元を明らかにすることとはされていない。

### (2) 課題

個人情報の取得元の開示を巡っては、次のような指摘がある。

ア 事業者は、消費者等（本人）に個人情報の取得元を明らかにすることまで個人情報保護法上求められていない一方、取得元を明らかにすべきとの指摘があるが、どのような対応が考えられるか。

イ 事業者における個人情報の取得元が明確ではない

ため、消費者等（本人）の不安が払拭されないとの指摘があることから、消費者等（本人）の不安を解消するためにも、事業者がプライバシーポリシー等に個人情報の主な取得元を盛り込むことが重要ではないか。

## (3) 今後の検討方向

本人関与の観点から、個人情報の取得元も開示の対象とすべきとの意見がある一方、取得元の情報は一律に公表できるものではなく、個々の管理が必要となった場合は事業運営への支障を来すため、慎重な検討が必要との意見がある。

諸外国を見ると、欧州連合（EU）諸国では、個人情報の取得元に関する開示請求権が規定されている。

このような中で、プライバシーポリシー等において、取得元、取得源の種類や取得経緯といった個人情報の取得方法をあらかじめ可能な限り具体的に明記している事業者も見られることから、個人の権利利益保護の観点からも、こうした取組も参考とすべきであり、このような取組を促進するため、基本方針の見直し等、所要の措置を講じる必要がある。

## 認定個人情報保護団体の機能

### (1) 現状

ア 個人情報保護法において、苦情の処理をはじめ、個人情報の適正な取扱いの確保を目的として業務を行う民間の団体に対し、認定制度を設けることにより、業務の信頼性を確保し、民間団体による個人情報の保護の推進を図るため、認定個人情報保護団体の仕組みを設けている。

イ 個人情報保護法第 37 条第 1 項において、認定個人情報保護団体は、以下の業務を行うこととされている。

対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理（第 1 号）

個人情報保護指針の作成・公表など、対象事業者に対する情報の提供（第 2 号）

その他、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務（第 3 号）

ウ 基本方針において、認定個人情報保護団体は、苦情処理において、個人情報取扱事業者自身による取組を補完し、問題の自主的、実質的な解決を図るとともに、ガイドラインの策定等を通じて事業者の取組を支援する等、民間部門における主体的な取組に、極めて重要な役割が期待されており、その仕組みが十分に活用されることが必要であるとされている。

また、各省庁においては、事業者団体等に対し情報の提供、助言等の支援をするとともに、事業者団体等の求めに応じて相談に応じることにより、認定個人情報保護団体の認定を促進するものとされている。

エ 平成 19 年 5 月 31 日現在、個人情報保護法第 37 条の規定に基づき、主務大臣が認定個人情報保護団体として認定した団体は、計 34 団体である。これまでに

認定を行った主務大臣は5である。

## (2) 課題

個人情報の漏えい等が起こった場合、当該事業者や主務官庁の対応に加えて、認定個人情報保護団体が対象事業者に指導や勧告を行うことも重要であり、その機能強化が求められている。

## (3) 今後の検討方向

認定個人情報保護団体は、個人情報保護法第42条及び第43条に基づき、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理、当該対象事業者に対する説明・資料要求、対象事業者に対し、個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告等を行っている。

こうした中、認定個人情報保護団体の活動状況には、差異が見られるとの指摘があることから、活動が十分に行われていない団体においては、積極的に苦情処理や情報提供等に取り組んでいくことが望まれる。

また、事業分野によっては、認定個人情報保護団体の認定が十分に行われていないものもあることから、このような分野を所管する各省庁においては、更なる認定の促進に取り組むことが必要である。

加えて、今後は、国民及び事業者に対し、認定個人情報保護団体の役割を一層周知し、当該団体の行う業務に対する信頼性の向上を図るとともに、当該団体において個人情報漏えい事案等に積極的に対応すること等により、実質的な機能強化を図っていくことが必要である。

このような取組の充実に資するため、団体間で意見交換を行い、知見の共有を図ること等も有効と考えられる。

## 苦情処理の在り方

### (1) 現状

ア 個人情報保護法第31条において、個人情報取扱事業者は、苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないとされている。

イ 個人情報保護法第42条において、認定個人情報保護団体は、本人等から対象事業者に関する苦情の解決の申出があったときは、申出人に必要な助言をし、事情を調査するとともに、当該対象事業者に苦情の内容を通知して迅速な解決を求めるとされている。

ウ 個人情報保護法第13条において、地方公共団体は、苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせん等必要な措置を講ずるよう努めることとされている。また、同法第9条において、国は、苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとされている。

エ 基本方針において、個人情報に関する本人の不平や不満は、訴訟等によるのではなく、迅速性・経済性等の観点から、苦情処理によって解決することが適当なものが多いと考えられるとされている。また、苦情処理のための複層的な仕組みが円滑に機能するために

は、関係機関が役割分担に応じて適切に取り組むとともに、緊密な連携を確保することが必要であるとされている。

オ 基本方針において、国民生活センターは、自ら個人情報に関する苦情相談に取り組むほか、消費生活センター等の各種相談機関と連携を図りつつ、研修等の実施による専門知識を有する相談員の育成、苦情処理に関するマニュアルの作成・配布等により、窓口対応の強化を支援するとされている。こうした取組に当たっては、必要に応じて、認定個人情報保護団体等の協力を得ながら実施するとともに、認定個人情報保護団体へのマニュアルの配布やその職員の研修等への参加を図るものとされている。

また、国民生活センターは、個人情報に関する苦情相談の事例を集約・分析し、対応事例集等の資料を作成すること等により、各種相談機関における個別の相談事例から得られる知見を蓄積し、その共有を図るものとされている。

これを受け、国民生活センターにおいて、「個人情報に係る相談処理マニュアル」や「個人情報保護に係る相談事例集」の作成・配布、相談事例の取りまとめ等を行うとともに、相談員の研修等の個人情報保護関係の業務を実施している。

カ 内閣府及び国民生活センターにおいて、個人情報に関する苦情相談情報の集約・共有のためのシステムをそれぞれ構築し、運用している。また、平成18年6月から、両システムの保有するデータの相互提供を行っている。

キ 各省庁において、認定個人情報保護団体との間で、苦情相談に関する意見交換等を行っている。

### (2) 課題

苦情処理については、苦情を今後の改善策につなげていくためにも、相談窓口のネットワーク化による事案の共有等を図るべきではないかとの指摘がある。

### (3) 今後の検討方向

個人情報保護に関する苦情処理については、当該事業者への直接の申立て、認定個人情報保護団体への申立て、消費生活センター等地方公共団体の窓口への申立て、国民生活センターへの申立て等多様な形態がある。消費者等からの苦情の円滑な処理に資するよう、認定個人情報保護団体の認定の促進、認定個人情報保護団体から対象事業者への苦情相談情報の提供等により、認定個人情報保護団体制度の一層の定着を図るべきである。また、各機関における効果的な苦情処理を図る上で、国民生活センターや消費生活センター、認定個人情報保護団体等の間で、相談窓口における対応事例を相互に共有すること等により、一層、有機的な連携を図ることが必要である。

## 国際的な整合性

### (1) 現状

- ア 個人情報保護における国際的な取組としては、1980年の「OECDプライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」(以下「OECDガイドライン」という。)において示されている、いわゆる8原則が、以降の国際的な取組や各国における取組の基本となっている。我が国の個人情報保護制度もこのガイドラインに即したものとなっている。
- イ 国際連合では、「電子計算機処理に係る個人データ・ファイルに関するガイドライン」を1990年に採択している。
- ウ OECDでは、OECDガイドラインに沿った取組を推進しており、最近では、プライバシー法執行の越境的な課題の検討を行っている。
- エ 欧州連合(EU)では、「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する1995年10月24日の欧州議会及び理事会の95/46/EC指令」を採択している。この指令において、構成国は、個人データの第三国への移転は、原則として、当該第三国が十分なレベルの保護措置を確保している場合に限って行うことができることを定めなければならないとされている。
- オ アジア太平洋経済協力(APEC)では、APECプライバシーフレームワークを2005年11月に策定し、越境的なプライバシー規則の構築等、EUとは異なる検討を行っている。

### (2) 課題

個人情報保護には世界共通のインフラが必要であることから、国際的な枠組み等のグローバルな視点も重要である。

我が国の法律では、国際的な情報の移転に関する規律自体は明確に定められていないことについて、どのように考えるかとの指摘がある。

### (3) 今後の検討方向

- ア OECDでは、プライバシー法執行の越境的な課題が検討されており、APECでは、越境的なプライバシー規則の構築や、情報共有や調査・執行の越境協力の課題が検討されている等、国際的な取組が進められている。
- イ OECD, APEC, EU等で進められている取組を踏まえ、国際的な協調を図っていくとともに、併せて我が国の個人情報保護制度についても国際的な理解を求めていくことが重要である。
- ウ 今後の我が国における個人情報保護制度を考えるに当たっては、我が国の制度や実態に加え、これらの国際的動向を十分に踏まえる必要がある。

## 第三者機関の意義

### (1) 現状

- ア 個人情報保護法において、第4章の個人情報取扱事業者の義務は、事業の用に供している個人情報が対象とされていることから、各事業等を所管する大臣が、主務大臣として、当該事業における個人情報の適正な取扱いについて、行政責任と権限を有するものとされている。
- イ 平成19年5月31日現在、事業等を所管する各省庁により、22分野について35のガイドラインが策定され、主務大臣制の下、事業者等に対する指導・監督が実施されてきている。
- ウ 平成19年5月31日現在、個人情報保護法第37条の規定に基づき、主務大臣が認定個人情報保護団体として認定した団体は、計34団体である。

### (2) 課題

諸外国には、中立的な第三者機関が個人情報保護法を執行している例も多い。

### (3) 今後の検討方向

我が国では、個人情報の取扱いは民間事業者の事業活動の一環として行われ、当該事業活動と不可分なものであるとともに、業種・業態に応じた様々な特性を有していることから、個人情報の適正な取扱いを十分に確保するためには、事業ごとのきめ細かい判断が不可欠であり、また、当該事業活動に関する事務と一体的に遂行することが合理的かつ実効的であると考えられる。

こうしたこと等から、当面、主務大臣制を維持することが妥当であると考えられ、第三者機関の設置については、国際的な整合性も踏まえ、中長期的課題として検討することが必要である。

(参考) 国際的には、第三者機関として、次の要件を充足することを求める例がある<sup>注</sup>。自主性・独立性や、適切な範囲の機能及びその実施の法的な権限による担保の観点から、我が国の機関がこの要件を充足することは困難であると考えられる。

適切な法的根拠に基づいて設置された公的機関であること。

所掌事務の遂行のために適切な水準の自主性・独立性が保証されていること。

自主性については、第三者機関が、法的・実務的に、第三者の許可を得ずに適切な措置を講じる権限を付与されていることが求められる。独立性については、第三者機関が政治的・行政的干渉を受けずに活動し、既得権益の影響に耐えることができるために重要である。

所掌事務を定めている法律が、データ保護やプライバシーに関する国際的な枠組みに準拠していること。

適切な範囲の機能を有しており、その実施が法的な権限により担保されていること。

データ保護の第三者機関は、法令順守、監督、調査、救済、

指導及び公教育等の分野について、一連の機能を有する。第三者機関は、助言的な機能を有するだけでなく、法的・行政的な結果を伴う監督権限を有さなければならない。

注：「資格に関する委員会の基準及び規則並びに認定の原則」（2001年9月25日データ保護コミッショナー国際会議採択（2002年9月9日データ保護プライバシーコミッショナー国際会議改定））による。

## 死者に関する個人情報の保護の在り方

### (1) 現状

ア 個人情報保護法は、個人情報の本人を対象として、本人の権利利益の侵害を未然に防止することを目的としており、死者に関する情報の保護によって、遺族等の第三者の権利利益を保護することまで意図するものではないことから、現行法では、「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っている。したがって、死者に関する情報については、同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合のみ、当該生存する個人に関する情報として保護される。

イ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日（平成18年4月21日改訂）厚生労働省。以下「医療・介護分野ガイドライン」という。）では、患者・利用者が死亡した後においても、医療・介護関係事業者が当該患者・利用者の情報を保存している場合には、漏えい、滅失又はき損等の防止のため、生存する個人に関する情報と同等の安全管理措置を講ずるものとされている。

ウ 「診療情報の提供等に関する指針」（平成15年9月12日厚生労働省。以下「診療情報指針」という。）においては、

医療従事者等は、患者が死亡した際には遅滞なく、遺族に対して、死亡に至るまでの診療経過、死亡原因等についての診療情報を提供しなければならないこと

診療記録については、遺族（患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者）からの開示の求めも対象とすること

遺族に対する診療情報の提供に当たっては、患者本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重することとされている。

エ 諸外国には、死者に関する個人情報の取扱いについて、個別法で措置している例もある。また、地方公共団体の医療機関によっては、自らガイドラインを策定し、死者の個人情報の取扱いについて定めている例もある。

### (2) 課題

現行法は生存する個人に関する情報のみ保護の対象としていることについて、どのように考えるかという指摘が

ある。

### (3) 今後の検討方向

死者に関する個人情報の保護については、現在、医療・介護分野ガイドライン及び診療情報指針において、所要の措置が講じられていることから、その運用を注視していくことが適当である。

## その他

### 1 国の行政機関等の保有する個人情報の取扱いについて

#### (1) 現状

ア 行政機関個人情報保護法第8条第1項及び第2項において、国の行政機関は、法令に基づく場合、本人の同意があるとき、保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき等は、原則として、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができることとされている。

イ 「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）において、各行政機関は、その所属する職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとされている。

ウ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条において、個人に関する情報は不開示情報とされているが、個人に関する情報のうち、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、公務員の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容等は、不開示情報から除外されており、同法に基づく開示請求が行われた場合には、他の不開示情報に該当する場合を除き、開示されることとなる。

（上記申合せにより、行政機関が公にするものとした職務遂行に係る公務員の氏名については、情報公開法に基づく開示請求が行われた場合には、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当することとなり、開示されることとなる。）

エ 情報公開法に基づく開示請求に応じて個人情報を開示することとなる場合には、行政機関個人情報保護法において提供が認められる「法令に基づく場合」に該当することから、行政機関個人情報保護法は情報公開法に基づく開示を妨げるものとはならない。

オ 行政機関が、行政機関個人情報保護法を理由に、情報公開法の趣旨からも公表すべきであって、かつ、従来公表してきた幹部公務員の略歴を公表しなくなったケースが見られる。

## (2) 課題

国の行政機関において、従来公表していた情報を公表しなくなった、又は公表する幹部職員の情報にバラツキがある等の指摘があるが、その取扱いをどのように考えるか、情報公開との関係で整理が必要なものがあるのではないかと指摘がある。

## (3) 今後の検討方向

上記のような課題に関して、行政に対する国民の信頼を確保するために必要とされる情報を可能な限り提供するとともに、行政機関個人情報保護法の統一的運用等を図っていく観点から、「国の行政機関における幹部公務員の略歴の公表の在り方について」(平成19年5月22日総務省行政管理局長通知)が取りまとめられたところである。

このように、国の行政機関等における個人情報の提供については、行政機関個人情報保護法上、必要性が認められる場合は、個人情報の公表等は可能となっており、情報提供の意義を踏まえた上で、同法の適切な運用が図られることが重要である。

このため、引き続き現行法の枠組みの下、必要に応じて、行政運営上の改善に取り組んでいくべきである。

## 2 地方公共団体の取組について

### (1) 現状

#### ア 条例の内容や運用

個人情報保護法第5条及び第11条において、地方公共団体は、同法の趣旨にのっとり、区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定・実施する責務を有するとともに、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、必要な措置を講ずることに努めなければならないとされている。

総務省から地方公共団体に対し、個人情報保護法及び行政機関個人情報法の規定の趣旨を踏まえ、個人情報保護条例を未制定である市町村にあっては、早急に条例制定に向けた取組が必要であるとともに、既に条例を制定している団体にあっても、行政機関個人情報保護法の内容を踏まえた所要の見直しを検討することが適当である旨、通知を行っている(平成15年6月16日総務省政策統括官通知)。

平成18年4月現在、すべての都道府県及び市区町村において個人情報保護条例が制定されている。

条例の規定内容については、行政機関個人情報保護法を参考に、マニュアル処理を対象に含めることや、事故情報の開示・訂正等、外部委託時の規制、苦情処理や不服申立手続の措置、罰則等について規定を設けるよう、総務省から地方公共団体に対して検討を要請しており、いずれの項目も年々見直しが進んでいる。

#### イ 地域との協働

災害時要援護者の避難支援に当たり、避難支援プ

ランの策定に向けて、地方公共団体と地域の団体との間で協働していく場合における個人情報の取扱いについては、内閣府(防災担当)において、平成18年3月、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定し、地方公共団体に示している。同ガイドラインでは、個人情報保護条例における、保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から、福祉関係部局等が保有する要援護者情報を、防災関係部局、自主防災組織、民生委員などの関係機関等の中で共有する方式を積極的に活用すること等が示されている。また、平成19年4月、同ガイドラインの手引として、要援護者対策の具体的な進め方や方策例を取りまとめ、地方公共団体に通知している。

民生委員には、行政の協力機関としての役割、地域福祉の担い手としての役割があり、民生委員法において守秘義務が担保されていることから、厚生労働省から各地方公共団体に対し、民生委員に対する個人情報の提供について適切な対応を要請している。

## (2) 課題

地方公共団体の取組を巡っては、次のような指摘がある。

- ア 個人情報保護法の趣旨は各地方公共団体の条例やその運用に十分反映されているか。
- イ 地方公共団体によって各条例の内容や運用に差異が生ずることについて、どのように考えるか。
- ウ 地方公共団体と地域の団体との間で、防災、防犯、地域福祉等について協働していく場合における個人情報の取扱いに関し、何らかの目安を作成することが有益ではないか。
- エ 地方公共団体の関係団体における個人情報保護の取組の水準を高めることは重要ではないか。

## (3) 今後の検討方向

#### ア 条例の内容や運用

一般に地方分権が推進されている中、個人情報保護法第5条においても、地方公共団体は、同法の趣旨にのっとり、それぞれの区域の特性に応じて、必要な施策を策定・実施することとされている。このため、政府は、地方公共団体に対し、同法の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いが一層徹底されるよう要請を行うとともに、政府における取組等について必要な情報提供を行うべきである。

特に、個人情報の第三者提供については、「過剰反応」と言われる状況も一部に見られることを踏まえ、地方公共団体においても、行政機関個人情報保護法を参考とした条例の適切な解釈・運用等や、住民に対する個人情報保護法の趣旨にのっとった広報啓発を行うことが求められる。

## イ 地域との協働

地方公共団体と地域の団体との間で、防災や地域福祉等について協働していく場合における個人情報の取扱いに関しては、各施策の担当省庁において、必要な検討を行っていくべきである。その際、地方公共団体における取組事例等の共有を促すことが有効であると考えられる。

また、地方公共団体の関係団体における個人情報保護の取組の水準を高めるため、これらの団体に個人情報保護制度の周知徹底を図ることが望まれる。

## おわりに

この「個人情報保護に関する取りまとめ」は、第20次の当審議会において、個人情報保護法の全面施行後2年余の状況を踏まえ、個人情報保護に関する検討を行い、当面実現可能な課題を中心に意見をまとめたものである。

当審議会では、個人情報の保護と利用のバランスをはじめ、個人情報保護の在り方に関し、数多くの論点が提起された。特に、いわゆる「過剰反応」については、個人情報の多様な利用が事業活動等の面でも、国民生活の面でも欠かせないものとなっていることにかんがみ、不適切なものがあれば、早急な解消が図られるべきであるとの認識が示されたところである。

個人情報保護法については、現在でも少なからず誤解が見られる状況にあり、これがいわゆる「過剰反応」の大きな原因となっている。このため、まずは、政府において、基本方針の見直し、ガイドラインやその解説の必要に応じた見直し、同法の具体的な内容の広報啓発等、本取りまとめで指摘した諸施策の実施に向け、最大限の努力をすることが強く求められる。その際、「過剰反応」と言われる状況が一部に見られることを踏まえ、地方公共団体においても、条例の適切な解釈・運用等や、住民に対する積極的な広報啓発を行うことが求められる。

また、いわゆる「過剰反応」への対応以外にも、個人の権利利益の保護の充実、第三者機関の在り方等について、種々の議論が行われたところであり、これらについても、引き続き検討を深める必要がある。加えて、個人情報保護については、経済・社会事情の変化に応じた対応が求められる分野であることから、このような観点からも、適時、所要の検討を行うことが必要である。なお、制度の検討に当たっては、OECD、APEC等様々な場で進められている国際的な検討の動向にも留意する必要がある。

当審議会としては、毎年度の個人情報保護法の施行状況のフォローアップにおいて、いわゆる「過剰反応」に対応した上記諸施策の効果をはじめ、個人情報保護に関する様々な課題を取り巻く状況を見極め、法改正の必要性も含め、更なる措置を検討していく必要があると考えている。

政府においては、このような問題意識を共有し、今後、所要の検討を行うとともに、個人情報保護法の適切な定着に向け、一層の取組に努めることが重要である。

## <参考資料>

### 第20次国民生活審議会個人情報保護部会委員名簿

(敬称略、50音順)

(部会長)	野村 豊弘	学習院大学大学院法務研究科教授
(部会長代理)	藤原 静雄	筑波大学法科大学院教授
(委員)	秋山 をね	株式会社インテグレックス代表取締役社長
	飯田 政之	読売新聞北海道支社編集部長(前論説委員)
	浦川道太郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	遠藤 紘一	日本経済団体連合会情報通信委員会情報化部会長、株式会社リコー取締役専務執行役員(第2回目以降)
	岡本 直美	NHK関連労働組合連合会議長
	神田 敏子	全国消費者団体連絡会事務局長
	清原 慶子	三鷹市長
	小早川光郎	東京大学法学部教授
	須藤 修	東京大学大学院情報学環教授
	棚橋 康郎	日本経済団体連合会理事、情報通信委員会前情報化部会長、新日鉄ソリューションズ前代表取締役会長(第1回目まで)
	堀部 政男	一橋大学名誉教授
	三宅 弘	弁護士、獨協大学法科大学院特任教授
	山口 厚	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	山本 正人	神奈川県立保健福祉大学副学長
	吉川萬里子	(社)全国消費生活相談員協会常任理事 (平成19年6月11日現在)

## <参考資料>

### 第20次国民生活審議会個人情報保護部会における審議経過

第1回 平成17年11月30日(水)  
個人情報保護部会の今後の運営について

第2回 平成18年2月2日(木)  
個人情報保護の実態に関するヒアリング  
社団法人日本経済団体連合会(個人情報取扱事業者の取組実態)  
東京電力株式会社(個人情報取扱事業者の取組事例)  
株式会社日立製作所(個人情報取扱事業者の取組事例)  
社団法人情報サービス産業協会(受託側の個人情報取扱事業者の取組実態)

第3回 2月24日(金)  
個人情報保護の実態に関するヒアリング  
全国中小企業団体中央会(中小企業の取組実態)  
全国クリーニング生活衛生同業組合連合会(中小企業の取組実態)

財団法人日本情報処理開発協会（個人情報保護に関する認定等の取得事業者の取組実態，認定個人情報保護団体の取組実態）

全国銀行個人情報保護協議会（個人情報に関する苦情処理の実態）

経済産業省商務情報政策局（経済産業分野における最近の主な施策）

第4回 3月24日（金）

- 1 個人情報保護関係省庁連絡会議申合せについて
- 2 神奈川県の実態について
- 3 個人情報保護の実態に関するヒアリング  
日本弁護士連合会（消費者等から見た実態）  
全国消費者団体連絡会（消費者等から見た実態）  
日本労働組合総連合会（従業者から見た実態）
- 4 フリーディスカッション

第5回 4月7日（金）

- 1 個人情報保護の実態に関するヒアリング  
日本新聞協会（報道機関から見た実態）  
東京都町会連合会（町会・自治会の名簿の取扱い）  
全国民生委員児童委員連合会（高齢者等の名簿の取扱い）  
あいおい損害保険株式会社（個人情報漏えい賠償責任保険の現状）
- 2 フリーディスカッション

第6回 4月24日（月）

- 1 個人情報保護の実態に関するヒアリング  
前橋市教育委員会（児童等の名簿の取扱い）  
日本私立小学校連合会（児童等の名簿の取扱い）  
練馬区危機管理室（災害時要援護者の名簿の取扱い）  
慶應義塾（同窓会の名簿の取扱い）
- 2 フリーディスカッション

第7回 5月26日（金）

- 1 個人情報保護の実態に関するヒアリング  
内閣官房情報セキュリティセンター（情報セキュリティ政策の検討状況）  
経済産業省商務情報政策局（情報セキュリティ政策の検討状況）  
沖電気工業株式会社（技術面から見た現状）  
堀部委員（国際的な現状）  
藤原委員（国際的な現状）
- 2 フリーディスカッション

第8回 6月30日（金）

- 1 個人情報保護の実態に関するヒアリング  
総務省自治行政局（地方公共団体の取組状況）  
神奈川県（地方公共団体の取組状況）  
三鷹市（地方公共団体の取組状況）
- 2 平成17年度個人情報の保護に関する法律施行状況の

概要について

- 3 個人情報保護に関する主な検討課題（案）
- 4 フリーディスカッション

第9回 7月28日（金）

- 1 個人情報の保護に関する事業者の取組実態調査
- 2 個人情報保護に関する主な検討課題（案）

第10回 10月25日（水）

- 1 個人情報保護部会の今後の予定について
- 2 個人情報保護関係省庁連絡会議申合せのフォローアップについて
- 3 関係省庁からのヒアリング  
総務省（行政機関個人情報保護法等の施行状況）  
厚生労働省（雇用管理分野，職業紹介等・労働者派遣分野，労働組合分野）  
国土交通省（国土交通分野）  
文部科学省（教育分野）

第11回 11月24日（金）

- 1 関係省庁からのヒアリング  
経済産業省（経済産業分野，個人遺伝情報を用いた事業分野）  
厚生労働省（医療分野）  
金融庁及び経済産業省（金融・信用分野）  
総務省（電気通信事業分野，放送分野）
- 2 パブリックコメントの結果等について

第12回 12月8日（金）

- 関係省庁からのヒアリング
- 防衛省（防衛分野）
  - 法務省（法務分野）
  - 外務省（外務分野）
  - 財務省（財務分野）
  - 厚生労働省（企業年金分野，福祉分野，地域福祉）
  - 農林水産省（農林水産分野）
  - 警察庁（警察分野，防犯，名簿を利用した悪質な犯罪事例）
  - 内閣府（防災，内閣府における人事異動の公表）

第13回 平成19年2月2日（金）

- 1 世論調査及び国政モニター調査の結果等について
- 2 主な判例に関する報告（堀部委員）
- 3 フリーディスカッション

第14回 3月5日（月）

- 1 諸外国等の制度について（藤原委員，堀部委員）
- 2 論点整理

第15回 4月5日（木）

論点整理

第16回 4月25日(水)

- 1 個人情報の保護に関する事業者の取組実態調査
- 2 論点整理
- 3 その他

第17回 5月21日(月)

取りまとめ素案

第18回 6月11日(月)

取りまとめ案